

平成27年11月27日

庄内町議会

議長 富 樫 透 殿

庄内町総合計画基本構想・基本計画

審査特別委員会

委員長 小 林 清 悟

### 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、庄内町議会会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第95号	第2次庄内町総合計画基本構想について	原案可決
議案第96号	第2次庄内町総合計画基本構想に係る基本計画について	原案可決

(別紙)

庄内町総合計画基本構想・基本計画  
審査特別委員会

委員長 小林 清 悟

## 1 件 名

議案第 9 5 号 第 2 次庄内町総合計画基本構想について

議案第 9 6 号 第 2 次庄内町総合計画基本構想に係る基本計画について

## 2 審査の経過

(1) 付託年月日 平成 27 年 9 月 1 日

(2) 審査の状況

### ア 委員会の開催状況

平成 27 年 9 月 1 日 委員会の構成は議長を除く 15 人とし、次の定例会までの継続審査とした。副委員長に齋藤秀紀委員を選出した。庄内町議会会議規則第 70 条の規定により分科会を設置し審査することに決定した。分科会の数、委員の定数及び委員の選任、各分科会の審査事項について決定した。

平成 27 年 9 月 7 日 情報発信課からの聞き取り

平成 27 年 11 月 27 日 各分科会の審査報告と質疑を行い、全体の審議を行った。

### イ 正副委員長及び正副分科会委員長会議の開催状況

平成 27 年 9 月 2 日 分科会の進め方と審査日程について調整

平成 27 年 11 月 6 日 分科会の取りまとめについて調整

### ウ 各分科会の開催状況

#### (ア) 第 1 分科会

a 委員の定数 8 人

b 委員（委員長◎、副委員長○）

◎押切のり子 ○齋藤秀紀 澁谷勇悦 吉宮茂 小野一晴 工藤範子  
小林清悟 村上順一

c 審査事項

議案第 9 5 号 第 2 次庄内町総合計画基本構想について

議案第 9 6 号 第 2 次庄内町総合計画基本構想に係る基本計画について

第 1 章 健やかでやさしい健康・福祉のまち

第 2 章 よりよい生き方を求め、ともに学び合う教育のまち

第 6 章 みんなでつくる自立したまち

d 審査日程

平成 27 年 9 月 1 日 委員長、副委員長の選任

平成 27 年 9 月 2 日 分科会の日程、進め方について

- 平成 27 年 9 月 11 日 社会教育課、教育課の所管に関する事項についての審査
- 平成 27 年 9 月 29 日 情報発信課、保健福祉課の所管に関する事項についての審査
- 平成 27 年 10 月 6 日 保健福祉課、税務町民課、総務課の所管に関する事項についての審査
- 平成 27 年 10 月 26 日 総括審査
- 平成 27 年 11 月 17 日 総括審査

(イ) 第 2 分科会

- a 委員の定数 7 人
- b 委員（委員長◎、副委員長○）  
◎上野幸美 ○五十嵐啓一 石川武利 齋藤健一 國分浩実 鎌田準一  
石川保

c 審査事項

- 議案第 9 5 号 第 2 次庄内町総合計画基本構想について
- 議案第 9 6 号 第 2 次庄内町総合計画基本構想に係る基本計画について
- 第 3 章 美しく安全・安心な生活環境のまち
- 第 4 章 豊かで活力に満ちた産業のまち
- 第 5 章 未来への基盤が整ったまち

d 審査日程

- 平成 27 年 9 月 1 日 委員長、副委員長の選任
- 平成 27 年 9 月 2 日 分科会の日程、進め方について
- 平成 27 年 9 月 11 日 農林課、総務課（危機管理係）、保健福祉課の所管に関する事項についての審査
- 平成 27 年 10 月 1 日 建設課、情報発信課、企業課の所管に関する事項についての審査
- 平成 27 年 10 月 6 日 商工観光課の所管に関する事項についての審査、総括審査
- 平成 27 年 10 月 26 日 総括審査
- 平成 27 年 11 月 9 日 総括審査
- 平成 27 年 11 月 24 日 総括審査

3 審査の結果

- 議案第 9 5 号 第 2 次庄内町総合計画基本構想について  
賛成多数をもって原案のとおり可決
- 議案第 9 6 号 第 2 次庄内町総合計画基本構想に係る基本計画について  
賛成多数をもって原案のとおり可決

#### 4 意見

- (1) 障がい福祉サービスの充実で、障がい者が自立できることを目的とする具体的な施策を進めるべきである。
- (2) 学校と家庭、地域が一体となり、いじめ防止対策に力を入れるべきである。
- (3) 幼児教育を充実させるために、3歳児教育の考え方を示すべきである。
- (4) 指定管理者制度導入に関するガイドラインでは、地区公民館は指定管理者制度に移行するとされており、概ね平成29年度を目処に実施するとされている。地域の意向を考慮し、場合によってはガイドラインの早急な見直しも含め対応すべきである。
- (5) 図書館利用者数向上のために、新しい発想でのサービスを試みるべきである。
- (6) 再生可能エネルギーの導入促進については、民間企業が検討している。企業誘致の推進にもつながることから、製造業に限定している企業振興条例を改正すべきである。
- (7) リサイクル率のベンチマークについては、ごみ処理の分別を多くし、向上するよう努力すべきである。
- (8) 総合的な空き家対策については、民間の活力を導入すべきである。
- (9) 堆肥生産センターは施設の老朽化が著しい。生ごみ処理と堆肥生産センターの整備について検討し対処すべきである。
- (10) 企業誘致の推進にあたっては、新たな工業団地の整備検討に加え、広域での取り組みについても検討すべきである。
- (11) 観光・交流人口や観光宿泊者数の拡大には、宿泊施設が不可欠である。新規宿泊施設を積極的に誘致すべきである。
- (12) 定住・移住の促進に向けた新たな分譲地の整備検討は、民間活力の導入を進めるべきである。
- (13) 結婚・出会い支援は、サポーター制度の拡充を進めるとともに、より広域的な取り組みを図るべきである。
- (14) 住所表示見直し事業は、これまでも総括し今後の対応について町民に示すべきである。
- (15) 新たなまちづくり活動を積極的、かつ主体的に実施するために、まちづくり団体やNPO等に限らず、これまでのボランティア活動も支援すべきである。
- (16) 総合計画の推進にあたっては、生活優先と福祉サービスの維持を踏まえ、緊急性や必要性、町民ニーズ等を把握すべきである。大規模事業については、財政シミュレーションに沿って選択と集中の視点に立って進めるべきである。